

仕様書

1 業務名

中央卸売市場産業廃棄物収集運搬処分業務

2 業務目的

札幌市中央卸売市場で発生する産業廃棄物の収集運搬及び処分を目的とする。

3 履行場所

札幌市中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場
(廃棄物の収集場所については別図参照)

4 産業廃棄物の種類及び年間排出量(予定)

種類	年間排出量(予定)	荷姿・備考
廃プラスチック(選別)	132m ³	廃棄物集積所に種類ごとに分別して集積 ※廃プラスチック(選別)とは、素材、形状等により、既に分別・集積されている廃プラスチック(混合)とは、それ以外のプラスチックを指す。 ※集積状況は別添写真のとおり
廃プラスチック(混合)	612m ³	
廃金属	3m ³	
廃ガラス・陶磁器類	1m ³	
廃蛍光管	10kg	
廃乾電池	327kg	
軟質ビニール(無色) (ポリエチレン)	31,607kg	資源リサイクル施設に圧縮梱包して集積 ※荷姿は別添写真のとおり
軟質ビニール(色付) (ポリエチレン)	268kg	
PPバンド (ポリプロピレン)	18,900kg	

※ 年間排出量は予定数量であり、収集運搬処理数量は変動することがある。

※ 廃プラスチック(混合)には、不定期に排出されるプラスチック製廃パレット(排出1回あたり1m四方のパレット200~300枚程度)の収集が含まれる。廃パレットは、その色、品質及び製造国(国産又は外国産)に関わらず収集すること。

なお、廃パレットは、水産棟北側駐車場又は立体駐車場棟1階倉庫に保管されている。立体駐車場棟1階倉庫は、天井高(入口シャッター高さ5.0m)に制限があるため留意すること。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 業務の履行完了日は、マニフェストD票に記載された中間処分完了日のうち、最も遅い日付とする。

6 収集の頻度

収集の頻度については原則として下表のとおりとするが、排出量や排出頻度に応じ、委託者、受託者双方協議の上、収集頻度を変更することができる。

なお、受託者の都合により、下表よりも収集の頻度が多くなることは差し支えない。

種類	収集の頻度	備考
廃プラスチック(選別)	1週間に1回 (※)	※排出量が少ない業務対象は、他の品目と併せて随時収集する。 ※廃プラスチック(混合)のうち、プラスチック製廃パレットは不定期。 (概ね1~2か月に1回程度)
廃プラスチック(混合)		
廃金属		
廃ガラス・陶磁器類		
廃蛍光管		
廃乾電池		
軟質ビニール(無色) (ポリエチレン)	1週間に2回	
軟質ビニール(色付) (ポリエチレン)	不定期(※)	
PPバンド (ポリプロピレン)	1週間に2回	

7 収集方法等

(1) 受託者は、原則として市場開市日(令和8年及び令和9年休開市日カレンダーは別紙のとおり。令和9年については、令和8年11月ごろ確定するため変更となる可能性がある。)の午前7時から午後3時の間に収集作業を完了させること。

ただし、排出量や排出頻度に応じ、委託者、受託者双方協議の上、休市日に収集することができる。

(2) 受託者は、市場関係者の往来に支障を生じさせないように廃棄物の収集を行うこと。

- (3) 廃棄物に多少の汚損が見られたとしても、形状が大幅に変化している状態ではない限り、収集運搬処分すること。
- (4) 廃棄物の収集に必要な車両、資機材、人員等は受託者の責任において用意すること(フォークリフト等の貸出しはできないので注意すること)。
- (5) 排出量は、受託者から返送されたマニフェスト記載の数量をもって確認する。

8 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり常に作業現場の保安の確保に努めるとともに施設損壊等の事故防止に留意すること。

なお、受託者の責めにより生じた事故等は、ただちに委託者へ報告の上、一切を受託者の責任において処理するとともに、施設損壊等については原状に復旧すること。

9 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する資材等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。

10 一般的事項

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用し、また、受託者名入りの名札等を付けること。
- (2) 業務を行うにあたり監督者を定めること。監督者は、必要に応じて収集に立会い、常に当該業務を把握すること。
- (3) 拾得物は直ちに委託者(管理センター守衛室)に届け出ること。
- (4) 業務従事中は市場内において、物品の受理及び無断持出し等の行為を禁じる。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(別添)

廃棄物集積所内の集積状況



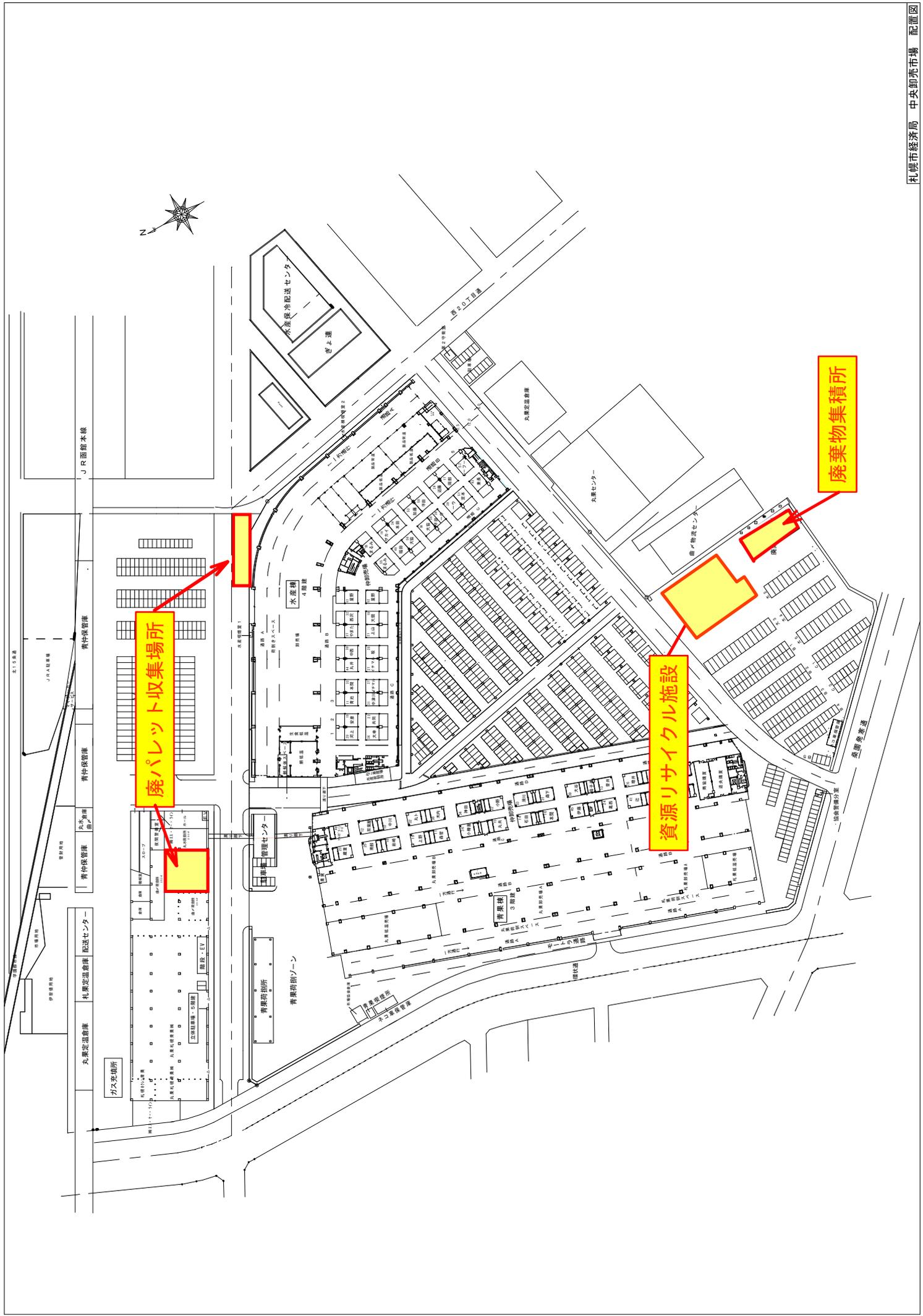
プラスチック製廃パレットの集積状況



軟質ビニール・PPバンド荷姿写真



※ 上部に記載された数字は1個あたりの参考重量（kg）である。



令和8年（2026年）臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：254日
青果部：249日

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 19日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、12日：成人の日

2月 (水産物部 20日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日

3月 (水産物部 22日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

20日：春分の日

4月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日：昭和の日

5月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日、6日：振替休日

6月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日：海の日

8月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日：山の日

9月 (水産物部 20日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21日：敬老の日、22日：国民の休日、23日：秋分の日

10月 (水産物部 23日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日：スポーツの日

11月 (水産物部 21日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日：文化の日、23日：勤労感謝の日

12月 (水産物部 23日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

31日：条例で規定する休み

- 凡例
- 条例上の休市日(111日)
 - 臨時休市日(3日)
 - 臨時開市日(3日)
 - 水産物部のみ臨時休市日(0日)
 - 水産物部のみ臨時開市日(0日)
 - 青果部のみ臨時休市日(6日)
 - 青果部のみ臨時開市日(1日)

令和9年(2027年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

※1月～3月のみ抜粋

開市日数 水産物部：62日
青果部：62日

改正業務規程(令和2年6月21日施行)に基づく休開市

札幌市中央卸売市場

1月						
(水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、
11日：成人の日

2月						
(水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日

3月						
(水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日：春分の日、22日：振替休日

凡例  条例上の休市日(28日)